特集

地方に広がる再犯防止施策

記憶の華

第1節 地方再犯防止推進計画の策定とそれに基づく取組

第2節 地域再犯防止推進モデル事業の取組

第3節 地域ごとの課題に対して地方公共団体が独自に行っている再犯防止施策

第4節 おわりに

特集　地方に広がる再犯防止施策

2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立・施行されたことにより、これまで刑事司法関係機関を中心として政府が推進してきた再犯防止施策について、地方公共団体においても、その策定や実施の責務を有することが明示された。

犯罪をした者等の再犯を防止し、その立ち直りを支えるためには、犯罪をした者等が抱える個別の課題に対応した地域社会における「息の長い」支援が必要であり、推進法の施行以降、地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）の策定が進められているほか、地域再犯防止推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）を始めとする国と地方公共団体が協働した効果的な再犯防止に関する取組も全国各地に広がりつつある。

また、これらの取組に加え、再犯防止の推進に資する条例の制定や刑事司法関係機関との連携強化等、独自の方法で再犯防止施策を進めている地方公共団体も各地に存在する。

再犯防止に取り組むいずれの地方公共団体においても、それぞれの地域の実情に応じて様々な資源を活用し、犯罪をした者等が抱える問題を受け止めながら、その解決のため、日々尽力しているところである。

本白書では、「地方に広がる再犯防止施策」と題し、こうした各地方公共団体で進められている様々な取組事例等を具体的に紹介することとしたい。

第1節　地方再犯防止推進計画の策定とそれに基づく取組

推進法第８条では、都道府県及び市町村において、地方計画を定める努力義務が明記されている。また、国は、再犯防止推進計画（2017年（平成29年）12月15日閣議決定）及び再犯防止推進計画加速化プラン（2019年（令和元年）12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、具体的施策として、地方計画の策定等のために、必要な支援を実施することとしている。

地方計画の策定は、地方公共団体にとって、「安全・安心な地域づくりを進めていく」という姿勢をその地域内外に対して明示できるほか、各地域の実情も踏まえつつ、就労、住居、保健医療、福祉等複数の行政領域にまたがる施策を有機的に関連付け、再犯防止の取組を総合的に進めていくことが可能となるなど、多くの意義がある。

そのため、国は、これまでも地方計画の策定等の促進（【施策番号108】参照）のための取組として、市町村再犯防止等推進会議や都道府県再犯防止等推進会議の開催（【施策番号110】参照）、再犯防止施策等に関する情報の共有といった取組を進めるとともに、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」（【施策番号108】参照）を全地方公共団体に送付し、地方計画の策定のために必要な情報を提供してきた。

これらの取組等により、地方公共団体において、地域の課題に応じた地方計画の策定に向けた動きが活発となり、2020年（令和２年）４月１日現在で69の地方公共団体が地方計画を策定し（【指標番号17】参照）、その他の地方公共団体においても、策定に向けた具体的な検討が進められている。また、地方計画が策定された地方公共団体においては、その計画を踏まえた様々な取組が着実に進められているところである。

本節では、地方計画を策定した地方公共団体のうち、鳥取県、福岡県、石川県小松市を取り上げ、計画策定に至るまでの経緯、計画の主な内容、計画に基づく取組の現状や成果などについて紹介することで、地方公共団体における地方計画策定の意義等について改めて確認したい。

鳥取県における再犯防止施策

鳥取県では、かねてより罪を犯した者が孤立することなく、地域社会で支援を受けながら、再び社会を構成する一員として暮らしていく、ソーシャルインクルージョンの考え方に基づく地域づくりの重要性を感じていました。

このような中、2016年（平成28年）12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことを受け、全国に先駆けて計画策定の検討を始め、2018年（平成30年）４月１日に、①国・民間団体等との連携強化、②就労・住宅の確保、③保健医療・福祉サービスの利用促進、④非行防止と学校等と連携した修学支援、⑤民間協力者の活動促進等を重点課題とする「鳥取県再犯防止推進計画」を策定しました。

また、同年６月には、刑事司法手続において高齢者や障がい者の状況把握と支援体制が不十分といった課題に対応するため、法務省の地域再犯防止推進モデル事業を活用して「鳥取県社会生活自立支援センター」(以下「センター」という。）を設置しました。

センターでは、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等で福祉的な支援が必要な者を対象に、福祉・住居・生活困窮等の相談や関係機関へのつなぎ支援を行っており、依頼元の弁護士、検察庁等から、これまでに76件の相談を受け、現在45件の支援を行っています（2020年（令和２年）３月末現在)。

また、従来より「鳥取県地域生活定着支援センター」において、刑務所を出所する高齢者、障がい者のうち福祉的な支援が必要な者への支援を行っていましたが、センターを設置したことで、起訴段階から刑務所出所まで、罪を犯した者への切れ目ない支援を行うことが可能となりました。

実際のセンターの活動の中で、５年間ホームレスをしていた方が万引きで逮捕されたことをきっかけにセンターが支援に入り、療育手帳の取得、生活保護の受給、住居確保、就労継続支援事業所への通所等を調整したことにより、支援開始当初は孤立状態であった方が、多くの支援者に囲まれ、本人から悩み事等を周囲の支援者に相談できるようになったこともありました。

きっかけは逮捕かもしれませんが、本人のSOSに気付くことができたこと、支援があれば孤立することなく安定した生活につながったことなど、鳥取県が目指すソーシャルインクルージョンの考え方に基づく支援を行うことができた事例となりました。

鳥取県では、引き続き、関係機関と連携し、罪を犯した者が社会で孤立することなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して取組を推進していきます。

鳥取県社会生活自立支援センターでの取組の様子【提供：鳥取県】

福岡県における地方再犯防止推進計画の具体化に向けた取組

福岡県では、2019年（平成31年）３月、「犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会復帰できるようにするとともに、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」を基本理念として、「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画を具体化するための取組として、2019年度（令和元年度）から法務省の地域再犯防止推進モデル事業を受託し、起訴猶予、執行猶予といった形で刑事司法手続を終えて地域に戻ってきた人で生活環境が不安定な人を「生きづらさを抱えた地域の住民」として捉え、「切れ目のない、息の長い支援」に取り組む、いわゆる「入口支援」の仕組みづくりに取り組んでいます。

入口支援を必要とする人の中には、家族をまるごと支援しなければ生活環境が整わないというケースが多く見られます。このようなケースにおいては、早い段階から福祉の支援につなぎ、安定した生活環境を整備することが重要です。

国における福祉の分野では、既存の制度の枠組みでは支援が行き届かない人に対するアウトリーチの支援や、多機関の連携による包括的支援体制の構築等を推進する「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。福岡県においても、市町村の体制構築を促進するため、国のモデル事業の活用に向けた助言や研修会の開催等の支援を行っていますが、改めてその重要性を実感しています。

また、市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定を進めるため、2020年（令和２年）２月、「福岡県再犯防止推進市町村連絡会議」を開催（例年開催している「市町村地域福祉計画に係る研修会」と同時開催）し、市町村の再犯防止施策担当職員や地域福祉計画担当職員、市町村社会福祉協議会職員計116人の方に御参加いただきました。会議の中で、法務省から「地方再犯防止推進計画」策定の意義について説明があり、福岡県からは「地域共生社会」実現に向けた取組は再犯防止推進施策の推進につながること等について説明しました。

さらに、2020年度からは、福岡矯正管区及び福岡保護観察所と共同で市町村を個別に訪問し、「地方再犯防止推進計画」策定に向けた意見交換を行っています。市町村においては、担当部局が未定である、域内の社会資源が十分でないなどの課題を抱えていることから、解決に向けた助言を行うとともに、相談窓口の職員に更生支援に取り組む団体や機関を地域の社会資源として認識してもらうよう周知を図っています。

今後も、福岡矯正管区及び福岡保護観察所と連携し、市町村の実情に応じた支援に取り組んでまいります。

福岡県再犯防止推進市町村連絡会議の様子【提供：福岡県】

「小松市「リ・スタート」計画」（再犯防止推進計画）の策定について

小松市は、2019年（令和元年）７月に地方再犯防止推進計画である「小松市「リ・スタート」計画」を策定しました。

2016年（平成28年）12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。小松市では、以前から、“社会を明るくする運動”や保護司会の活動への支援を通じて、再犯防止に関する取組を推進してきましたが、2017年（平成29年）12月に国の再犯防止推進計画が閣議決定されたことを受け、小松市でも、計画策定の準備に入りました。策定に当たり、当初、国から計画のひな型が示されると考えていましたが、2018年（平成30年）３月に法務省が主催で行われた担当者説明会においては、指針やひな型を出す予定はないとの説明があり、市独自に一から策定することとなりました。

同計画の策定に向けた準備を進める中で、課題として見えてきたのは、小松市では、市内における犯罪や再犯者の状況などの情報を全くつかめていないことでした。そこで、金沢保護観察所に依頼し、まずは管内の犯罪をした者等に関する現状と動向を把握するため、勉強会を開きました。また、「現場を御覧になってはどうか。」との同保護観察所のアドバイスを受け、金沢刑務所、湖南学院（少年院）、金沢少年鑑別所をそれぞれ見学し、現状と課題について意見聴取を行い、さらに、小松警察署や同保護観察所から関係する統計データを収集していきました。情報を整理していく中で分かってきたことは、自治体だけではできることが非常に限られているということでした。

策定した小松市の計画は非常にシンプルな構成になっており、2014年度（平成26年度）から取り組んできた「やさしいまちづくり」[※1]をベースに、同計画の目標を、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰し新たな出発（リ・スタート）ができるよう、保護観察所や矯正施設等との連携や民間資源を活用することにより、犯罪が起きにくく、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」を実現することとしています。

また、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰するためには、住まいと仕事の確保が重要であるため、民間の協力が不可欠と考えました。そこで、小松市では、計画策定と同時に、保護観察所や矯正施設等のほか、警察署、保護司会、更生保護女性会、市社会福祉協議会、民間企業、農業団体、宅建協会で組織される「リ・スタート」サポート協議会を立ち上げました。そして、計画では施策の方向性を示すにとどめ、具体的な施策や取組については、同協議会で議論し、肉付けをしていくという方針をとっています。

今後、行政と行政、行政と民間、民間と民間がそれぞれ知恵を出し合い、地域で支える仕組みづくりについてより一層の検討をしていくこととしています。

「リ・スタート」サポート協議会の様子
【提供：石川県小松市】

※1　小松市「やさしいまちづくり」ウェブサイト
URL:https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/hatsuratsukyoudou/yasashiimachidukuri/index.html

第２節　地域再犯防止推進モデル事業の取組

推進法第５条では、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないことが明記されている。これを踏まえ、法務省は、地方公共団体での再犯防止の取組をより効果的に展開していくため、2018年度（平成30年度）からモデル事業【施策番号105】を行っている。

モデル事業は、①地域の実態調査と支援策（事業計画）の策定、②当該計画に基づくモデル事業の実施及び③モデル事業の効果検証を一連の取組として実施することにより、国と地方公共団体の協働下、それぞれの地域が効果的な再犯防止施策を検討することを目指したものであり、2020年（令和２年）４月の段階で36の地方公共団体が、再犯防止を推進する上で抱える課題と向き合い、国との連携のみならず、地域におけるそれぞれのネットワークを生かした独自の事業を実施している（**特集資料**参照）。

具体的な事業内容としては、起訴猶予者や満期釈放者等の刑事司法手続を離れた者等を対象に、就労、住居、保健医療、福祉等の支援が進められており、2019年度（令和元年度）中に実施した中間評価等によっても、国と地方公共団体が連携した取組の好事例が蓄積されつつあることが確認されている。３年目となる2020年度は、モデル事業の最終年度であり、これまでの事業の成果やそれを踏まえた効果検証の取りまとめが進められているところである。

本節では、同事業を実施している地方公共団体のうち、長崎県、山形県、愛媛県、鹿児島県奄美市において実施されている効果的な再犯防止施策について紹介したい。

長崎県における地域再犯防止推進モデル事業の取組について

長崎県では、2006年度（平成18年度）から、厚生労働省による採択を受け、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（３か年事業）」として、社会福祉法人南高愛隣会がモデル的に矯正施設と連携し、矯正施設出所前の障害がある受刑者への帰住調整や福祉的手立てなどを行ってきました。現在は、同法人に長崎県地域生活定着支援センターの運営を委託し、司法・福祉・医療等様々な関係機関と連携して福祉的支援を必要とする罪を犯した高齢者・障害者等への支援を積極的に行っています。2018年度（平成30年度）には法務省が実施する地域再犯防止推進モデル事業に応募し、採択を受け、2020年度（令和２年度）までの３か年事業として、①高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組、②薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組、③犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組を行っています。

長崎ダルクへの訪問の様子【提供：長崎県】

特に、薬物依存に係る再犯防止施策では、保健・医療的な支援を行うため、長崎保護観察所や更生保護施設、長崎ダルクなど多機関との連携強化及び面会による支援を重点的に行いました。具体的には、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（精神保健福祉センター機能を有する機関）の保健師が長崎県地域生活定着支援センター職員に同行し、薬物使用による再犯で逮捕勾留された対象者と、勾留直後から判決後まで３回にわたり留置場や拘置所などで面会を行いました。対象者は「支援機関の情報をもらうだけではそこに出向く勇気が出てこない。」、「会いに来てくれるのはとても嬉しいし心強い。１人じゃないという気持ちが回復への後押しになる。」と話し、支援に携わる機関の職員が逮捕勾留後の早い段階から面会を行うことで対象者の孤独感を減らし、薬物依存からの回復への動機付けにつながる可能性が認められました。

長崎県では、2021年（令和３年）３月に「長崎県再犯防止推進計画」を策定し、各関係機関などと連携して包括的な再犯防止推進のためのネットワークの構築を進めることとしています。犯罪をした人などが社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、誰もが安全で安心に暮らせる社会の実現を目指します。

山形県における満期釈放者等の社会復帰支援

山形県では、2019年度（令和元年度）地域再犯防止推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）に取り組み、この中で、満期釈放者等に対する社会復帰を支援しています。

再犯防止のための連絡会議の様子【提供：山形県】

具体的には、東北地方の矯正施設の協力を得て、満期釈放となり山形県に帰住する予定の在所者に対して、出所後に求める支援等についてアンケート形式で調査を行うとともに、この調査を基に、矯正施設在所中から面接を行いながら満期釈放者等の個別状況に応じた支援活動を行いました。

このうち、アンケート調査においては、出所後の生活の中で就労や住居の確保に不安があり、これらの不安に対して、身近で相談できる方を求めていることが改めて確認できたところです。

また、個別の状況に応じた支援活動においては、福祉的支援が必要な満期釈放者等への支援実績のある山形県地域生活定着支援センターが、住居確保や就労に向けた支援を行いました。住居確保支援においては、住居を賃借する際に求められる身元保証人を見つけられず、そのことがネックとなるケースが多く見られました。また、就労支援では、入所中は就労に対する高い意欲を見せ就職活動を行うものの、出所後になると、就労に対する意欲が下がってしまい、就労支援の継続が難しくなったケースがありました。こうしたことから、対象者の意向やニーズ等を踏まえ、入所中から出所後まで切れ目のない支援が必要であり、特に出所後は、地域の理解を得ることが重要と感じたところです。

そのため、出所後において、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保するため、帰住先の市町村において、行政、警察、社会福祉協議会・民生委員などの福祉関係者、ハローワークなどで構成する「再犯防止のための連絡会議」の組織化も始めています。この連絡会議では、満期釈放者等の状況や構成員の支援策等の情報共有を図るとともに、関係者が連携した支援策等を検討し、社会復帰に向けた具体的な支援につなげていくこととしています。連絡会議は、現在５か所で設置しており、今後も順次拡大していきたいと考えています。

山形県では、2020年度（令和２年度）中に再犯防止推進計画を策定することとしています。策定に当たっては、今回のモデル事業の成果等も踏まえるとともに、再犯防止に関係する国、県、民間団体から意見をいただき、これらの団体等の取組も盛り込んだ計画にしていくこととしています。また、計画策定後は、この計画に基づき、再犯防止の取組を総合的、計画的に進めていきたいと考えています。

再犯防止の推進に向けた愛媛県の取組について

「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体にも、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務とされたことから、愛媛県では、県内の現状や課題、県として実施すべきこと等を把握するため、県内刑事司法関係機関・更生保護関係団体等への聴き取りや施設訪問等を重ねました。そうした中で、再犯防止において重要とされている「居場所と出番」の確保、特に職場定着や地域の支援につなぐ困難性などをお聞きしたことから、2019年度（令和元年度）から２年間の法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）に応募し、採択を受け、出所者、保護観察対象者等の特性に応じた就労の確保と地域定着を図る「息の長い就労支援」の仕組みづくりと、社会復帰支援ネットワークの構築に取り組んでいます。

モデル事業では、まず、支援対象者及び事業者の意識や実態、ニーズを把握するため、就労に関して、県内の保護観察対象者、協力雇用主及び同雇用主を除く事業者を対象に、そして福祉サービスの提供に関して、福祉事業所を対象に、それぞれアンケート調査を実施しました。

調査結果を踏まえ、同年10月下旬に開始した就労支援では、就労支援コーディネーターを１名配置し、松山保護観察所等からの連絡を受け、保護観察終了間近な者等を対象に、各々に応じ複数の協力雇用主を巡る職場体験（対象者へ体験奨励金支給）や住居調整など伴走的な支援を行い、就労に５名（初年度実績）が結びついたほか、協力雇用主の実雇用促進を図るための意見交換会等を実施しました。また、県下５か所で「地域別再犯防止推進会議」を開催し、市町や支援関係機関等の再犯防止の理解促進や国機関も含めた顔の見える関係づくりを進めているところです。

これらモデル事業の取組も反映させながら、2020年（令和２年）２月には、国・市町・民間団体等との連携強化、就労・住居の確保など６つの重点課題に対応する再犯防止関連施策を取りまとめた「愛媛県再犯防止推進計画」を策定したところであり、今後、同計画に基づき、立ち直りに必要な生活環境の整備や支援の継続を図るネットワークの構築、地域の支援者の活動が促進される環境づくりを進めてまいります。

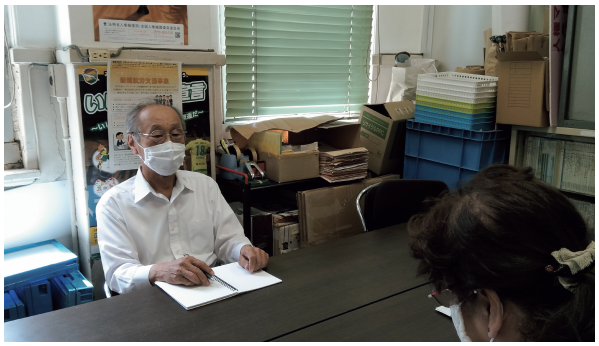

就労支援コーディネーター及び個別面談の様子【提供：愛媛県】

奄美市における少年等に対する学習支援及び就労支援

奄美市には、離島という限られた条件の中で、1983年（昭和58年）から青少年の健全育成活動を続け、2001年（平成13年）にNPO法人の認証を受けた奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」があります。

ゆずり葉の郷の活動の様子【提供：鹿児島県奄美市】

発足以来これまで、行き場のない子どもへの居場所の提供、生活態度や規範・就労意識の改善、奄美合気拳法による心身の鍛錬など青少年の健全育成に積極的に取り組み、これまで官公庁の受託事業等を活用し、官民一体となった活動に取り組むことで地域からも大きな信頼を得て地域に溶け込んでいます。

2018年（平成30年）から奄美市では、鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所、北大島保護区保護司会の協力を得ながら、「ゆずり葉の郷」の長年の経験と実績を活用し、更に活動内容の充実や関係機関との連携強化を図り、再犯防止施策を一層推進していくために、「青少年を取り巻く幸福度の高い地域づくりのための再犯防止施策」をテーマとして、地域再犯防止推進モデル事業に取り組んでいます。

事業内容は、非行少年が直面している課題に関するヒアリングを行い、奄美地区障がい者等基幹相談支援センター、奄美警察署等関係機関との連携により、社会へ復帰するための就労支援などを行い、対象者に障がいがある場合は障害者支援施策を活用することで、自立に向けた支援を行っています。

事業開始当初は対象者の特定が困難でしたが、「ゆずり葉の郷」が以前関わっていた青少年や奄美市で相談を受けた方のうち７名を対象者として、支援を進めています。実際の支援では、就労につながってもすぐ離職するなど、目標である就労・就学数に達することができず難しさもありますが、本事業による民間と行政とが一体となった支援を行うことが、青少年問題解決への取組になると考えています。

矯正保護の専門家である龍谷大学の浜井浩一教授から「再犯防止あるいは犯罪者の更生において、対象者は施設の中で更生するわけでなく、施設の処遇を受けながら、最終的には、それぞれの地域に戻って普通の市民として生活できるようになることが本当の意味での更生であると思う。そのためには、地域社会が対象者をどう受け止めていくかが、最も重要なこと」と助言をいただいています。

奄美市再犯防止推進会議の様子【提供：鹿児島県奄美市】

外界離島という環境の中で、日常生活の中での環境づくり、問題への対応、問題解決後の自立に向けた支援など、犯罪の未然防止から再犯防止までのフォローアップをしっかりと行う体制を構築するために、地域と連携した取組を進めていきたいと考えています。

特集資料　地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等について

平成30年度開始分（令和2年3月現在）

	自治体名	担当部署	再委託先	モデル事業の主な取組内容
1	北海道	環境生活部 道民生活課	（株）ピーアールセンター	①テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、広く道民に、再犯防止に係る現状と課題、取組の必要性などについて周知。 ②道内市町村での再犯防止、更生支援への取組状況を調査し、その結果や昨年度実施した道内実態調査の結果を取りまとめ市町村等に送付。 ③道内4ブロックで、保護司等を対象として、就労や地域生活支援に関する課題や取組例などの知識の習得や他の支援者等との情報交換を目的とした研修会を実施。 ④道内4ブロックで、地域の更生支援者等を対象に、地域社会全体として更生を支えるネットワーク形成を目指した勉強会、意見交換会を実施。 ⑤犯罪をした者等に対する支援の必要性を周知するための道民向けのリーフレットを配布。
2	北海道 旭川市	福祉保険部 福祉保険課	（一社）道北地方物質使用障害研究会	物質使用障害者に対する支援策として、 ①薬物依存症者への直接的な支援としてのリカバリーセミナー ②薬物依存に関する市民の理解促進を目的としたフォーラム ③物質使用障害に対して支援を行う者の知識やスキルの向上を目的とした学習会・スーパービジョン等を実施。
3	岩手県	保健福祉部 地域福祉課	（社福）岩手県社会福祉事業団	①保護観察所等の依頼に基づき、満期釈放予定者のうち、特別調整の対象とならなかった者に対し、出口支援として、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会に移行できるようにするための支援を実施。 ②弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるための支援を実施。
			－	③関係機関によるネットワーク構築を目的とした協議会の開催。個々のケースについての支援会議も随時開催し、情報共有、意見交換を実施。
4	岩手県 盛岡市	保健福祉部 地域福祉課	－	①市民向けフォーラムの開催。 ②満期釈放、起訴猶予等となった者のうち、就労場所以外の居場所づくりが本人の更生に資すると判断できる者について、本人が「必要とされている」と感じることのできる居場所等のマッチングを実施。また、犯罪をした者をボランティアとして受け入れてくれる社会福祉法人の開拓を目的とした福祉関係者向けの研修会を開催。 ③モデル事業の円滑な推進及び再犯防止推進計画への助言を目的とした関係機関による協議会を開催。 ④公営住宅の活用を含めた既存の制度による住宅確保策を検討、実施。
5	茨城県	保健福祉部 福祉指導課 人権施策推進室	（特非）茨城県就労支援事業者機構	水戸更生保護サポートセンター内にコーディネーターを配置し、水戸刑務所を満期出所して茨城県内に帰住する見込みの者を対象に、出口支援として、就労先の紹介・面談手続、居住先の確保・手続、生活保護等の申請手続など就労・居住に係る支援を実施。
6	栃木県	保健福祉部 薬務課	－	①モデル事業の効果的な実施のため、関係機関による連絡会議（栃木県薬物再犯防止推進会議）を開催。 ②薬物依存症に関する正しい知識の普及を目的として、関係機関を対象に研修会を開催。
			（特非）栃木ダルク	③矯正施設及び保護観察所からの依頼に基づき、満期出所者及び保護観察期間終了者を対象に、各種支援窓口の紹介等を含めた伴走型の支援（コーディネート）を実施。また、認知行動療法を活用した再犯防止教育プログラムを提供。 ④薬物依存症者の家族を対象に、認知行動療法を活用したグループミーティング等を提供（家族会）。
			（特非）栃木県就労支援事業者機構	⑤上記のモデル事業対象者のうち、就労支援が必要と認められる者に対して、支援を実施。
			更生保護法人尚徳有隣会	⑥上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者（男性）に対して、支援を実施。
			更生保護法人栃木明徳会	⑦上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者（女性）に対して、支援を実施。
7	埼玉県	福祉部 社会福祉課	（社福）親愛会	①保護観察所からの依頼に基づき、高齢・障害がある者等で更生緊急保護が適用になった起訴猶予、執行猶予者等に対し、入口支援として、福祉・年金等の各種手続、福祉支援、医療、就労、住居の確保等の調整を実施。また、戻る場所のない支援対象者に対し、更生保護施設、自立準備ホームと連携・協働して地域生活が定着するための息の長い支援を実施。 ②弁護士、福祉事務所、地方公共団体等の支援者から相談があった場合、必要に応じて、各種相談窓口の紹介等のコーディネート業務を実施。
8	千葉県	健康福祉部 健康福祉指導課	－	①「生活支援調整関係機関会議」（ケース会議）において、保護観察所、矯正施設等からの依頼に基づき、保護観察対象者、満期出所者等のうち、地域生活上何らかの支援を必要とする者を対象に、支援方針の検討や支援の利用調整、千葉県が設置している総合相談支援機関「中核地域生活支援センター」へのつなぎ支援を実施。 ②支援対象者に県の取組を周知するため、パンフレットを配布。 ③県の取組を周知することや犯罪をした者等の社会復帰支援についての理解促進を目的に、関係者、支援機関を対象にフォーラムを開催。

	自治体名	担当部署	再委託先	モデル事業の主な取組内容
9	東京都	都民安全推進本部総合推進部 都民安全推進課	（一社）社会支援ネット・早稲田すぱいく	万引きなどの犯罪をしてしまう高齢者やその家族等を対象に、社会福祉士や精神保健福祉士等が電話相談を受け付け、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、適切な支援につなげる。
10	神奈川県	福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課	（公社）神奈川県社会福祉士会	①犯罪をした高齢者や障がい者等への更生支援に係るスキルアップと理解促進を図ることを目的として、市町村職員や社会福祉協議会職員等の福祉関係者を対象に、研修会を開催。
			（特非）全国万引犯罪防止機構	②高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容として作成した冊子を対象者に配付し、効果検証を実施。 ③高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容とした動画を作成。
11	長野県	健康福祉部 地域福祉課	（公社）長野県社会福祉士会	①県再犯防止推進計画の策定進捗状況の報告やモデル事業等の内容を共有することを目的とした関係機関協議会を開催。 ②圏域ごとに、制度周知や福祉関係者と司法関係者との相互理解のための研修会を開催。 ③関係機関を対象に、対象者の支援方法等に関する相談支援を実施。
			長野県保護司会連合会	④更生保護サポートセンターに、犯罪をした者や地域住民を対象とした犯罪・非行に関する相談窓口を設置。
12	愛知県	防災安全局 県民安全課	愛知県弁護士会	①弁護士が、犯罪をした者等に対して、入口支援及び出口支援として、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、面会等を通じて社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労支援窓口、医療・福祉等関係機関への引継などを実施。
		労働局 就業促進課	（特非）愛知県就労支援事業者機構	②刑務所出所者等の職場定着のため、面談を通して、就労継続に向けた助言や意欲喚起等のフォローアップ支援を実施。また、出所者等を雇用する協力雇用主に対しても、出所者等の問題行動に対する対処方法等の助言等のフォローアップ支援を実施。 ③出所者等の雇用に係る情報や経験を共有することを目的に、協力雇用主を対象とした研修会を開催。
13	名古屋市	市民経済局 企画経理課	（特非）くらし応援ネットワーク	①検察庁、保護観察所の依頼に基づき、起訴猶予となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者・障害者・若者（39歳以下）に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるため、支援プランを作成の上、窓口同行や申請書類の作成支援等を実施するとともに、一定期間寄り添いながら支援を行う伴走支援を実施。
			（学）日本福祉大学	②上記①の支援の中間調査を実施し、伴走支援の意義及び課題等を考察し調査報告書に取りまとめ、事業終了後に効果検証を実施。
			－	③モデル事業実施結果に関する市民報告会を開催。
14	滋賀県	健康医療福祉部 健康福祉政策課	（社福）グロー	①弁護士、検察庁等の依頼に基づき、刑事手続段階にある高齢者又は障害のある者に対し、入口支援として、必要な支援のアセスメント及びコーディネートを実施。 ②支援を実施する上で、関係機関による連携会議を開催。困難事例と判断したケースでは、医療・福祉・司法の専門家による調査委員会において、医療的・福祉的アセスメントを実施。 ③地域におけるコーディネート体制構築のため、連携会議や調査委員会において、情報交換・意見交換を実施。 ④司法・福祉・医療機関等対して、本事業の周知を目的に、講師を派遣し、説明を実施。
			更生保護法人滋賀県更生保護事業協会	⑤再犯防止地域支援員を設置し、協力雇用主及び医療機関の理解促進のため、個別訪問やアンケート調査を実施。 ⑥協力雇用主を対象に、制度紹介等を目的とした研修会を実施。
			（公社）滋賀県社会福祉士会	⑦雇用主や福祉事業所を対象とした相談窓口を設置し、対象者への対応等に関する助言を実施。 ⑧電話・訪問相談の結果、更なる支援が必要と判断したケースについては、事例検討会を開催し、支援プランを作成。アドバイザーが支援プランに即して、当事者を支援する方法の助言や支援者が開催するケース会議への参加、必要に応じて当事者との直接面談を実施。 ⑨地域の支援者や相談員を対象に、対象者の支援方法や先進事例を学ぶことを目的とした研修会を開催。
15	京都府	健康福祉部 家庭支援課	－	①学校、児童相談所等の依頼に基づき、非行問題を抱える小学生及び中学１、２年生の少年と保護者を対象に、相談支援や学習支援等を実施。
			更生保護法人 西本願寺白光荘	②週１回、非行をした少女を対象とした居場所を開設し、少女特有の悩み等に対する相談支援や自立に向けた生活訓練等を実施。
16	京都市	保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課	京都わかくさねっと	①矯正施設を出所した若年女性等を対象に、支援計画を作成した上で、相談支援や関係機関の紹介・同行支援等を実施することによって、生活課題の解決・就労の確保等つなげていく「寄り添い支援」を実施。
			－	②犯罪をした人等が刑務所等の施設出所後に困難や悩みを抱えた時の相談窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を作成。 ③地方再犯防止推進計画の策定に当たって、広く意見・助言等をもらうため、刑事司法機関及び民間団体等で構成する京都市再犯防止推進会議を開催予定。
17	大阪府	青少年・地域安全室 治安対策課	－	①性犯罪（痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノ関係）を行った起訴猶予者等のうち、支援を申し込んだ者に対し、臨床心理士による全５回の心理カウンセリングプログラムを提供。
		福祉部 障がい福祉室 自立支援課	－	②検察庁や弁護士等からの依頼に基づき、障がいのある起訴猶予等となった者等に対し、入口支援として、福祉サービスや支援機関等へのつなぎ支援を実施。

	自治体名	担当部署	再委託先	モデル事業の主な取組内容
18	兵庫県	健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課	（社福）みつみ福祉会	①弁護士会の依頼に基づき、起訴猶予等となる見込みのある者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
		産業労働部 政策労働局 労政福祉課	ヒューマンアカデミー（株）	②保護観察対象者等と１か月間の雇用契約を締結の上、対象者に対し、ビジネス基礎研修や職場体験を提供。また、マッチング支援や定着フォローアップなどの就職活動支援を最大４か月間実施。
19	兵庫県 明石市	福祉局地域 共生社会室	（社福）明石市社会福祉協議会	①警察署、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等により釈放されることが見込まれる者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口への手続同行や申請書類の作成支援など福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②刑務所等からの依頼に基づき、刑務所等の出所時期が概ね半年以内となっている者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、生活保護受給申請の支援や担当保護司の帰住先調査への同行など円滑な地域帰住促進のための支援を実施。
			－	③市民の更生支援・再犯防止に対する理解促進を目的として、市民向けイベント（あかし更生支援フェア）を開催し、再犯防止等に関する法務省や市の取組報告及び講演会（更生支援フォーラム）を実施するとともに、18の関係機関・団体の出展の下、刑務作業製品の展示・即売やパネル展示等を実施。
20	奈良県	福祉医療部 地域福祉課	－	①再犯防止等の機運醸成を目的として、一般県民を対象としたシンポジウムを実施。シンポジウム終了後は、非行予防及び就労支援に係る個別相談会を開催。 ②犯罪をした者等を雇用する際の不安を解消するため、協力雇用主を対象としたセミナーを実施。 ③保護観察期間中の少年を対象に、専門家による社会技能訓練（SST）を月１回程度実施。 ④協力雇用主が出所者等を雇用した際の不安解消を図るノウハウや、保護観察対象者等が職業的自立を図る際に活用できる相談窓口等を紹介するハンドブックを作成。 ⑤有識者等を構成員として、「更生支援のあり方」についての検討会を開催。
21	鳥取県	福祉保健部 福祉保健課	（一社）とっとり東部権利擁護支援センター	①弁護士、検察庁、保護観察所等の依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障がいのある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口同行、申請書類の作成支援、生活環境の整備（住居確保、成年後見人の確保等）などの福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
			－	②鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理や課題・情報共有のため、関係機関による推進会議を開催。
22	島根県	健康福祉部 地域福祉課	－	①再犯防止推進計画の内容や更生支援関係機関の取組等を周知することを目的に、市町村担当者・県の関係機関担当者による会議を開催。 ②更生支援計画作成の技能を習得することを目的として、社会福祉士や精神保健福祉士などを対象に研修会を開催。 ③刑事司法関係機関や支援者等からの依頼に基づき、②の研修会の修了者（更生支援コーディネーター）を派遣し、福祉的支援が必要な罪を犯した者等の更生支援計画を作成。 ④更生支援に関する理解促進を目的に、広報資材（ポスター、リーフレット等）を作成。
23	広島県	環境県民局 県民活動課	－	①県内の関係機関・団体が非行少年等の立ち直りに向けて実施する支援の内容や実施に係る課題等を整理し、今後の取組について協議することを目的とした連絡会議等の実施を踏まえて、「支援ガイド（仮）」等を作成。
			（特非）広島県就労支援事業者機構	②保護観察を終了した少年をはじめとした、立ち直りに向けた支援を必要としているのにも関わらず、公的な支援を受けることができない非行や罪を犯した無職等の少年に対し、支援コーディネートを行い、就労準備支援、就労体験や学習支援等、立ち直りに向けた総合的支援を実施。
24	山口県	健康福祉部 厚政課	（社福）山口県社会福祉協議会	①検察庁からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、帰住先確保等の福祉的支援や相談窓口への同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②保護観察所からの依頼に基づき、刑務所出所予定者等のうち、特別調整の対象とならない者に対して、特別調整に準ずる者への出口支援として、帰住先確保等の福祉的支援を実施。 ③保護観察所からの依頼に基づき、保護観察期間終了者のうち、福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、保護観察期間終了前から帰住先確保等の福祉的支援及び福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ④再犯防止の取組等に関する普及啓発等を目的として、再犯防止に関するポータルサイトを作成。
25	香川県	健康福祉部 障害福祉課	（社福）竜雲学園	①検察庁、保護観察所からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要なものに対して、入口支援として、窓口同行や申請書類作成支援など福祉的サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②入口支援の意義や取組内容等を周知することを目的に、関係機関を対象とした研修会等を開催。
26	北九州市	保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課	（公社）北九州市障害者相談支援事業協会	①65歳未満で知的障害等のある窃盗・無銭飲食などの罪を犯した者に対して、入口支援として、自立に向けた支援計画の作成や継続的な見守りを実施。 ②上記の者を受け入れることが見込まれる協力雇用主や障害福祉サービス事業者等に対して、支援対象者の行動の理解や対応の方法について研修を実施。 ③支援対象者の就職や就労の定着に向けた個別支援会議を開催。

	自治体名	担当部署	再委託先	モデル事業の主な取組内容
27	長崎県	福祉保健部 福祉保健課	（社福）南高愛隣会	①高齢者又は障害のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、検察庁・弁護士等の依頼に基づき、相談支援専門員協会や障害者自立支援協議会等と連携した支援を実施。 ②薬物依存のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、精神保健福祉センターやダルク等と連携した支援を実施。 ③身寄りのない犯罪をした者等に対して、入口支援として、県居住支援協議会等と連携して居場所の確保に向けた支援を実施。
28	熊本県	環境生活部 県民生活局 くらしの安全 推進課	（社福）恩賜財団済生会支部熊本県済生会	①検察庁や更生保護施設等からの依頼に基づき、微罪処分、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援を必要とする者に対し、入口支援として、申請書類作成支援、相談窓口同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②犯罪をした者等の受入れへの理解促進を目的として、福祉施設等支援関係者を対象に、講習会を開催。
29	熊本市	市民局 市民生活部 生活安全課	職業訓練法人熊本市職業訓練センター	①雇用ニーズの高い介護分野の資格を取得することを目的として、保護観察対象者等を対象に、資格取得訓練を実施。
			（株）あつまるホールディングス	②犯罪をした者等向けの求人誌を作成。 ③犯罪をした者等を雇用する事業者を増やすことを目的とした企業向けセミナーや、保護観察対象者等の就職を目的とした合同就職説明会を開催。
30	鹿児島県 奄美市	保健福祉部 福祉政策課	（特非）奄美青少年支援センターゆずり葉の郷	①再委託先施設の元入所者宅を訪問し、家族・本人に対して相談支援を実施。必要に応じて、修学支援や就労支援を併せて実施。
			－	②上記再委託先の入所者・元入所者やその家族のうち、必要な者に対して市役所相談室でカウンセリングを実施。 ③上記再委託先の入所者・元入所者のうち、障がい者に対して、障がい者支援施策を活用しながら一般就労、就労支援Ａ型・Ｂ型につなげる。

令和元年度開始分（令和２年３月現在）

	自治体名	担当部署	再委託先	モデル事業の主な取組内容
1	宮城県	保健福祉部 社会福祉課	（特非）ワンファミリー仙台	①刑務所出所者等やその関係者を対象とした相談窓口を週３回程度開設し、住居確保に関する相談を実施。 ②刑務所出所者等のうち、就労等の日中活動に結びついてない者を対象に、週３回程度、軽作業等を実施する日中活動の場を提供。
2	秋田県	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	令和２年度からは更生保護支援ボランティアふれあいサークルに委託	①次のいずれかに該当し、かつ支援を受けることに同意している者に対し、定期的な訪問による見守り支援を実施する。 ・地域生活定着支援事業による特別調整の対象として支援を受けた又は受けていること。 ・更生保護施設又は自立準備ホームを退所した又は退所予定であること。
			令和２年度からは（株）ディーノに委託	②再犯防止施策への理解促進を目的に、啓発パンフレット及びポスターを作成。
			－	③秋田地方検察庁の所管で起訴猶予、執行猶予、罰金・科料となったこと又は秋田保護観察所の所管で保護観察対象又は更生緊急保護対象であること又は東北管内の矯正施設を退所予定の者のうち、秋田県横手市に帰住を希望している者について、横手市居住支援協議会が秋田地方検察庁や秋田保護観察所、東北管内の矯正施設からの依頼に基づき、宅地建物取引業者への住居調整依頼を行うなどして住居確保に向けた支援を行う。 ④モデル事業の取組紹介や、支援関係者の素養向上を目的に、県民や支援関係者を対象とした研修会を実施。 ⑤罪を犯した人の見守り支援に従事するボランティア会員や行政などの関係団体が、再犯防止推進と罪を犯した人の見守り支援への理解と協力を広く県民に呼びかける広報活動を実施。
3	山形県	健康福祉部 地域福祉推進課	（社福）山形県社会福祉事業団	①矯正施設等からの依頼に基づき、特別調整とならなかった満期釈放者等を対象として、出口支援として、住居や就労先の確保に向けた支援を実施。 ②性犯罪や入口支援等の理解促進を目的として、関係者を対象にセミナーを開催。
			（特非）鶴岡ダルク	③ダルクに入所した者や依存症者の家族を対象に、認知行動療法等を活用したプログラムを提供。
			令和２年度からは更生保護法人山形県更生保護事業協会に委託	④県民、事業者等を対象としたパンフレットを作成。
4	茨城県 牛久市	保健福祉部 こども家庭課	（株）キズキ	①茨城農芸学院在院中の発達上の課題を有する少年を対象に、学習支援の専門家と地域の学習指導員による学習支援を実施。 ②発達上の課題を有する児童・生徒を含む市内の児童・生徒に対し、放課後カッパ塾において学習支援を実施。また、地域の学習指導員に対し、学習支援の専門家による研修会を実施。
			（株）LITALICO	③発達上の課題を持った少年・少女、非行のある少年・少女、性非行及び性に関して問題行動のあった少年・少女等の現状やニーズ等を把握するため、放課後カッパ塾指導員、特別支援教育コーディネーターにニーズ調査を実施。

	自治体名	担当部署	再委託先	モデル事業の主な取組内容
5	愛媛県	県民環境部 県民生活局 県民生活課	（特非）愛媛県就労支援事業者機構	①刑務所出所者や保護観察対象者等を対象（令和２年度は起訴猶予者等も対象）に、ビジネスマナー等のセミナーの受講調整、臨床心理士によるメンタルチェック・ケアや協力雇用主の協力のもと複数の職場を順次巡る方法での就労体験等の就労支援を実施。 ②性犯罪者を対象に臨床心理士等によるカウンセリングなどを実施。 ③協力雇用主の不安軽減等を目的とした研修会等を開催。
			－	④再犯の現状、犯罪をした者等が抱える課題や支援実例を共有することを目的に、関係機関等による地域別会議を開催。 ⑤県民の理解促進を目的としたリーフレットを作成。 ⑥性犯罪を犯した者への対応ノウハウの獲得を目的に、関係機関等を対象者した研修会を開催。 ⑦モデル事業の成果等を周知することを目的に、県民向け報告会を開催。
6	福岡県	福祉労働部 福祉総務課	（特非）抱樸	①「立ち直りサポートセンター」を設置し、高齢者・障害者・住居不定者・依存症者・薬物事犯者・性犯罪者に対する入口支援（性犯罪者については出所後の支援（出口支援）も含む。）を実施。
			（公社）福岡県社会福祉士会	②①において、ケース会議を開催し、個別支援計画の策定や支援業務に対する支援を実施。
			（特非）抱樸【再掲】	③支援対象者の就労先、入所先、地域での見守り等の担い手に対する研修の実施。
			－	④福岡県再犯防止推進会議の設置・開催

第３節　地域ごとの課題に対して地方公共団体が独自に行っている再犯防止施策

第１節及び第２節においては、推進法や推進計画に基づき、国が推進している地方公共団体の取組を紹介したが、地方公共団体の中には、再犯防止に関する地域特有の課題を分析し、どのような支援が必要かを導き出した上で、独自の施策を進めている団体が存在する。これらの地方公共団体においては、再犯防止に関する条例の制定のほか、国、地方公共団体、民間団体による連携強化に向けた取組等が進められており、いずれも先進的な例として他の地方公共団体の参考となるものである。

本節では、そのような全国の例から、兵庫県明石市、奈良県、大阪府阪南市に加え、2019年（令和元年）６月時点で90の市町村の首長が会員となった矯正施設所在自治体会議の取組について紹介することとしたい。

1　条例の策定及び同条例を踏まえた取組

地方計画ではなく、条例という枠組みの中で、効果的な再犯防止施策を進めている団体として、兵庫県明石市と奈良県の取組を取り上げる。

明石市における更生支援の取組～やさしい社会を明石から～

明石市は、市民の誰もが安全に安心して暮らすことができる共生のまちづくり「やさしいまち・明石」[※2]の推進のため、様々な取組を進めてきました。更生支援の取組も、何も特別なことではなく、「やさしい」まちづくりを総合的に進めていくための、一つの取組として実施してきたものです。

明石市の更生支援の取組は、まだ再犯の防止等の推進に関する法律が施行される前の2016年（平成28年）１月、いわゆる入口支援を中心に、福祉的支援を要する方を適切な支援につなぐ「更生支援コーディネート事業」をモデル的に開始したことが始まりです。当時、認知症傾向の

※2　明石市「～やさしい社会を明石から～市が進める特色ある施策」ウェブサイト
URL:https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/koho/tokusyoku/index.html

ある受刑者の存在や、障害を持ちながら刑務所の入出所を繰り返している方の存在等が課題とされていたこともあり、「支援を必要としている人に、必要な支援を届ける」という行政の「あたりまえ」の取組を実践しようとしたのです。

その後、2017年（平成29年）４月には、福祉局内に更生支援担当を設置し、「つなぐ・ささえる・ひろげる」をキーワードに、先述したコーディネート事業のほか、市内外37の関係機関が一堂に会する「明石市更生支援ネットワーク会議」の開催や、駅前のイベントスペースで著名人の講演や矯正展等を行う「あかし更生支援フェア」の開催などの取組を進めてきました。

2018年（平成30年）１月、こうした取組を「あたりまえ化」し、関係機関を含む市民の方々とともに更に推進していくため、更生支援に関する条例を制定するための検討会を設置し、議論を開始しました。４回開催されたこの検討会では、更生支援の意義や目的、具体的な取組の内容などについて活発な議論が行われ、同年12月には、検討会で取りまとめた素案を基に「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」が制定されました。この条例は、明石市における更生支援の基本理念を定めるとともに、地域社会における共生の配慮、地域における見守り、地域活動への参加促進など、基礎自治体特有の課題等に関する規定を盛り込んだものになっています。

今後、この条例に基づいて、これまでの更生支援の取組を更に充実・発展させていくとともに、地域の方々の理解と参画を得ながら、やさしい社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えています。

あかし更生支援フェアの様子

更生支援に関する条例を制定するための検討会の様子

【提供：兵庫県明石市】

奈良県における刑務所出所者等の更生支援について

奈良県では、更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、刑務所出所者等に対する社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。

2013年度（平成25年度）には、都道府県では全国で初めて保護観察対象者を県臨時職員として採用し、関係機関と連携して民間への就職に向けた支援を行いました。また、刑務所出所者等の雇用の重要性を県民や県内事業所に御理解いただくためのシンポジウムの開催や、保護観察対象者の雇用に取り組む民間事業者に対し、公契約条例に基づく総合評価入札時に加点する制度の導入なども行っています。

2018年度（平成30年度）からは、有識者による「奈良県更生支援のあり方検討会」を開催し、「刑務所出所者等の更生にまず必要なことは、職場・住まいを提供すること」や「県が協力雇用主の一翼を担うなど、新たな仕組みの構築が求められる」などの意見をいただきました。

これらの意見を基に、「出所者の就労の場づくり」の具体的な事業スキームや条例の検討を行

い、2020年（令和２年）４月から「奈良県更生支援の推進に関する条例」※3を施行しています。

この条例は、第13条で更生支援の具体的な施策の進め方を定めた点に特徴があります。同条第１項では、奈良県が法人を設立し、刑務所出所者等を直接雇用し、住居を貸与して、職業訓練及び社会的な教育を行った上で、企業などへの就職を支援すること、また、同条第２項では、刑務所出所者等が企業などに就職した後に、離職した場合においても、本人が希望すれば、再びこの法人で雇用して支援を行うことで、社会復帰につなげていくことを規定しています。このような枠組みは、国及び地方公共団体を通じて全国初の試みとなります。

2020年７月には、この条例に基づき、奈良県が基本財産を全額出資する形で「一般財団法人かがやきホーム」を設立しました。この財団の名称には、「全ての困っている人を家族の一員として受け入れ、一人一人が、かがやくことができる家」にしたいという思いを込めています。

財団では、法務省などの協力を得て、刑務所出所者を２名程度雇用し、まずは山林で木の伐採などに従事させます。また、勤務日は平日週４日を基本とし、残り１日は刑務所出所者の個別具体的な課題を解決するための社会的教育の研修日に充てることとしています。

この取組は、先例のないまさにチャレンジングな取組であり、この先、必ずしも順風満帆に進むものではないかもしれませんが、雇用した刑務所出所者等に対して、「必ず更生させ自立につなげる、自立するまで何度でも支援をする」という強い意思をもって臨んでいきます。

こうした取組を通じて、奈良県は、条例の基本理念である、更生を志す者を含む全ての県民が、社会的に孤立したり排除されることなく、地域の一員として包摂される社会を目指していきます。

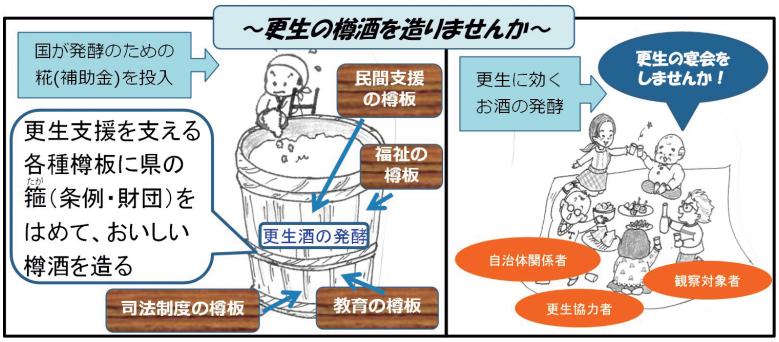

奈良県の更生支援の推進に関するイメージ図【提供：奈良県】

2 国の関係機関と連携した取組

それぞれの地域の中に所在する国の関係機関と密接に連携し、独自の取組を進めている団体として、少年院と連携している大阪府阪南市の取組を取り上げる。

阪南市における取組
～地域の困りごとを解決したい　泉南学寮グリーンサポーター活動中！～

阪南市は、地区の方々が交流などを通じて、少年院である泉南学寮の在院生を地域の子供として見守り、泉南学寮の少年と近い世代の若者や子供達が、学生ボランティアグループや子ども福祉委員としてボランティア活動を続けているまちです。

2019年（令和元年）夏、「地方公共団体や民間団体と連携した地域における課題の把握と在

※3 「奈良県更生支援の推進に関する条例」ウェブサイト
URL:http://www.pref.nara.jp/54165.htm

院者による課題解決」のプロジェクトが動き出し、在院生の「少しでも人の役に立ちたい、地域の困りごとを解決したい」という強い思いと、行政、社会福祉協議会、地域の団体などが実現に向けてつながり、2019年12月、全国初となる少年院の在院生と職員とによるボランティア団体「泉南学寮グリーンサポーター」が誕生しました。

その活動は、大阪湾に面する自然豊かなまちが人口減少や高齢化で抱えている課題について考え、自分達ができること、やってみたいことをチラシにして、社会福祉協議会が仲介役となり、地域で支えてほしい、手伝ってほしい人から依頼を受ける仕組みです。泉南学寮は半年弱の短期処遇施設のため、「ボランティア団体認定証」とボランティア学習、先輩が考えたアイデアが次の在院生に受け継がれて活動を継続していきます。また、出院後は希望者に対して、各機関や居住地の社会福祉協議会などが連携して必要な支援につなぐ体制を作っています。

これまでに、高齢化や担い手確保に課題を抱える地元の漁業組合で養殖カキを選別する手伝いのほか、ひとり暮らしの高齢者宅では、依頼者の思いや立場に寄り添った清掃を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2020年度（令和２年度）当初は、高齢者等への応援メッセージの送付、ベルマーク収集で地域の中学校に協力したところですが、夏からは新たに買い物に困っている高齢者向けに購入後の商品を自宅へ運ぶ手伝いや、地域の憩いのカフェ周辺の草刈り活動を実施するなど、状況に応じた活動に一人一人が懸命に取り組む姿勢が評価されています。

ボランティアは、単にお手伝いするのではなく人と人のつながりであり、人の役に立った、社会貢献できたという気持ちが芽生え、自分自身が必要とされている存在だと認識できる活動でもあります。

困りごとを依頼した人達から、たくさんの「ありがとう」、「助かったよ」という感謝の言葉をかけられた少年達は、達成感、新たな気づき、そして成長を手に退院していくことでしょう。

「泉南学寮グリーンサポーター」の活動が、彼らの自己肯定感と社会参画の意欲を高め、再犯防止の一助につながることを願っています。

ロゴマーク

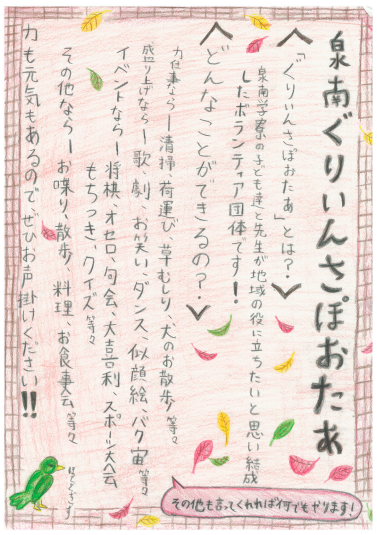

在院生による手作りチラシ

活動の様子

泉南学寮グリーンサポーターの取組【提供：大阪府阪南市】

3 矯正施設所在自治体会議の取組

矯正施設所在自治体会議（【施策番号111】参照）においては、構成員である地方公共団体が主体となり様々な取組を実施している。

矯正施設が所在する地方公共団体が形成する相互連携ネットワークの意義等について

矯正施設所在自治体会議（以下「本会議」という。）は、矯正施設が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の首長が構成員となってネットワークを形成し、地域ぐるみの再犯防止施策の推進や、矯正施設の人的・物的資源を活用した地域創生策等の推進を目的として、情報交換、調査研究、国及び都道府県への政策提言、地域住民への啓発活動等を行うために設置された、市町村主導の会議体です。

2017年（平成29年）４月、山口県の美祢市長が法務省矯正局に対して本会議の設置を提案したことが契機となり、本会議の設置に賛同する首長による意見交換会、準備会議、矯正施設所在自治体会議設立発起人会議を経て、2019年（令和元年）６月に、計90の市町村の首長が会員（2020年（令和２年）４月時点では98の市町村の首長が会員）となった設立総会を開催しました。

本会議設立後は、矯正施設が有する人的・物的資源を地域の強みとして活用する「再犯防止×地方創生」の取組を進めるため、地方公共団体に対する財政的支援を求めた要望書を総務大臣に提出したほか、2019年10月には、矯正施設が有する人的・物的資源を活用した地方創生策について意見交換等を行うため、地方創生研究会を開催しました。

地方創生研究会では、首長や市町の職員、矯正施設職員のほか、農福連携に取り組んでいる社会福祉法人や自伐型林業を推進しているNPO法人も参加し、矯正施設と連携した「再犯防止×地方創生」の事例紹介や意見交換、敷地内に広大な農場を有する網走刑務所、総務省の「ローカル10,000プロジェクト」の一環として整備された網走番屋や流氷硝子館、廃材チップを燃料とするバイオマス発電所の視察を行いました。

また、全国７つのブロック別に地域部会を開催し、各ブロックの地域性・課題等に応じた再犯防止施策や地域創生策に関する意見交換、矯正施設との連携事例の共有、矯正施設の視察等を行いました。

本会議の設置により、「矯正施設が所在する」という新たな共通項で、市町村、矯正施設及び民間団体等の立場の違う当事者が顔の見える関係でつながり、地域の実情に応じた再犯防止施策や地方創生策について情報交換、調査研究、政策提言等ができるプラットフォームが形成されたことは、大きな意義があります。

今後も、本会議を通じて得られた新たな「出会い・つながり」を生かし、矯正施設、保護観察所、検察庁などの刑事司法機関や地域の民間団体等と連携した新たな取組を模索・展開していくことが重要だと考えられます。

矯正施設所在自治体会議設立総会の様子
【提供：法務省】

第４節　おわりに

本特集では、先進的な再犯防止施策を進めている地方公共団体の一部を取り上げ、その取組の詳細について紹介したが、本特集で取り上げた地方公共団体以外にも、多くの団体において、再犯防止施策が進められている。

地域社会における再犯防止の支援の輪が広がっていくことにより、犯罪をした者等が刑事司法手続を離れた後、どのような地域に居住することになっても、再犯をすることなく、立ち直ることのできる社会の実現が近づくことになる。

今後、犯罪をした者等の受入れの主体となり得る全国の地方公共団体が、本特集において紹介した取組も参考にしながら、再犯防止施策の担い手として発展していくことを期待したい。